

審 査 基 準

令和6年2月2日作成

法 令 名：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令
根 拠 条 項：第21条
処 分 の 概 要：運搬証明書の書換え
原権者（委任先）：富山県公安委員会
法 令 の 定 め： 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第21条（運搬証明書の書換え）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：2日間（行政庁の休日は含みません。）
申 請 先：富山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲。危険物係
問 い 合 わ せ 先：富山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・危険物係 （電話 076-441-2211 内線 3046）
備 考：

審 査 基 準

令和6年2月2日作成

法 令 名：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令
根 拠 条 項：第22条
処 分 の 概 要：運搬証明書の再交付
原権者（委任先）：富山県公安委員会
法 令 の 定 め： 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第22条（運搬証明書の再交付）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：2日間（行政庁の休日は含みません。）
申 請 先：富山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲。危険物係
問 い 合 わ せ 先：富山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・危険物係 （電話 076-441-2211 内線 3046）
備 考：